平成２９年（フ）第３３６号
大分市大字森町559番地（サントレビ・ユキ303）
債務者　曽根　桂輔
1　決定年月日時　平成29年12月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月13日まで　大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２９年（フ）第３３９号
大分県別府市大字南立石347番地の７　堀田一燈園
債務者　石田　裕信
1　決定年月日時　平成29年12月11日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月13日まで　大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２９年（フ）第３４０号
大分市政所１丁目４番47号（ベルエール大在610）
債務者　戸口　襟奈
1　決定年月日時　平成29年12月11日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月13日まで　大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２９年（フ）第３５２号
大分県別府市大字亀川1680番地　サザンブライトⅡ―112号
債務者　佐藤　慶美
1　決定年月日時　平成29年12月12日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月13日まで　大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２９年（フ）第３１８号
宮崎市恒久南３丁目10番地20
債務者　西口　敏道
1　決定年月日時　平成29年12月12日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月13日まで　宮崎地方裁判所破産係

平成２９年（フ）第３５６号
宮崎市清武町加納甲3004番地108
債務者　水﨑不二子
1　決定年月日時　平成29年12月12日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月13日まで　宮崎地方裁判所破産係

平成２９年（フ）第３５９号
宮崎市大字恒久974番地５　おにつかハウス201号、前住所宮崎市大字本郷北方4486番地19ファミール本郷Ａ棟102号
債務者　小野　良子
1　決定年月日時　平成29年12月12日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月13日まで　宮崎地方裁判所破産係

平成２９年（フ）第１４６号
宮崎県延岡市北一ケ岡１丁目６番12―206号市営住宅
債務者　圖師　直哉
1　決定年月日時　平成29年12月12日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月13日まで　宮崎地方裁判所延岡支部

平成２９年（フ）第４９４号
鹿児島県鹿児島市上荒田町40番３―207号
債務者　渡邊　一充
1　決定年月日時　平成29年12月12日午後０時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月13日まで　鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２９年（フ）第４４号
鹿児島県奄美市名瀬伊津部町31番６号
債務者　前山　拾樹
1　決定年月日時　平成29年12月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月13日まで　鹿児島地方裁判所名瀬支部

平成２９年（フ）第４５号
鹿児島県奄美市名瀬伊津部町31番６号
債務者　前山由美子
1　決定年月日時　平成29年12月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月13日まで　鹿児島地方裁判所名瀬支部

平成２９年（フ）第１１０号
鹿児島県霧島市隼人町内776番地２　ＲＥＶＥハヤト　208
債務者　鳥丸　博久
1　決定年月日時　平成29年12月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月13日まで　鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

平成２９年（フ）第３２９号
石川県野々市市新庄２丁目330番地ルーブル306、住民票上の住所沖縄県那覇市長田２丁目11番62号　すみれ荘301
債務者　名嘉眞広明
1　決定年月日時　平成29年12月11日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月15日まで　那覇地方裁判所民事第３部

平成２９年（フ）第６８号
青森県五所川原市字下平井町113番地５　田仲アパート６号
債務者　山口　昭信
1　決定年月日時　平成29年12月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月16日まで　青森地方裁判所五所川原支部破産係

平成２９年（フ）第６９号
青森県五所川原市金木町嘉瀬雲雀野665番地12
債務者　佐藤美加子
1　決定年月日時　平成29年12月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月16日まで　青森地方裁判所五所川原支部破産係

平成２９年（フ）第１１３号
山口市矢原646番地１　ジュネス矢原205号
債務者　美好千鶴子
1　決定年月日時　平成29年12月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月23日まで　山口地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第７１号
島根県仁多郡奥出雲町稲原2046番地21　ブルーハイム２号館202号室、前住所島根県大田市大田町大田イ196番地８　加田アパート202号
債務者　坪井　　一
1　決定年月日時　平成29年12月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月27日まで　松江地方裁判所民事部